
目安箱への投稿

■ 日付 : 2024/6/12

■ 件名 : 施工計画書へ記載する『指定機械』について

■ ご意見・お問い合わせ

書類作成マニュアル_1-1-2施工計画書『(4) 指定建設機械』について、質問がございます。

設計図書で指定された機械を記載するとありますが、これは「機械の型式、原動機の型式(●●社製の#10006;#10006;という機械)」が設計図書で指定されているという解釈でよろしいでしょうか。

弊社では「参考図、内訳書等に機械能力の記載があれば、その機械について騒音振動・排ガス対策機械(=指定機械)を使用する→(4)指定機械に記載する。」との意見があるのですが、これは指定機械の解釈違いだと思っております。

私、もしくは弊社の認識を今一度改善させるべく、ご回答頂ければと思っております。

なにとぞ、よろしくお願ひいたします。

■ 回答

設計図書（土木工事共通仕様書、特記仕様書等）に示す各種規程や要領に基づき指定された建設機械（排出ガス対策型、低騒音型・低振動型）を指定機械と言います。

従って、これに該当する機械を使用する場合は、参考図や内訳書等への記載の有無に関わらず、施工計画書への記載が必要となります。